

被災者生活再建支援制度について

議案 番号		資料 番号	1
防災課			

1. 被災者生活再建支援制度の概要

令和6年能登半島地震により被害を受けた者のうち、居住する住宅に「半壊」以上の被害を受けた世帯を対象に、生活の再建を支援するための**支援金（被災者生活再建支援金）**を交付するものです。

		被災者生活再建支援制度				被災者住宅応急修理制度		
対象		生活再建				住家		
被害状況		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	大規模半壊	半壊	準半壊
基礎支援金		200万円	100万円	50万円	50万円	限度額 170.6万円	限度額 120.6万円	限度額 64.3万円
加算支援金	建設・購入	200万円	200万円	100万円	50万円			
	補修	100万円	100万円	50万円	50万円			
	賃貸	50万円	50万円	25万円	25万円			
補助率		定額（県2/3・市1/3） ※単身世帯は上記の3/4の額				10/10		
対象者		住宅の被害が「半壊」以上の方				住宅の被害が「準半壊」以上の方		
対象経費（例）		生活再建 ※アパートの世帯も対象				<ul style="list-style-type: none"> 壊れた屋根・建具・基礎等にかかる応急修理 傾いた柱の家起こしにかかる応急修理 ※市が工事を発注 ※アパートは原則対象外		
予算額		大規模半壊(基礎支援金100万円+加算支援金200万円) ×3件=900万円				準半壊64.3万円×5件=321.5万円		
申込期限		—				令和6年3月28日（木）まで		
実施主体		県市制度				国県制度		